

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 194 『企業会計基準公開草案第 68 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」の概要について』

2016 年 3 月及び 2017 年 11 月、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議に対して、国際会計基準審議会 (IASB) が 2003 年に公表した国際会計基準 (IAS) 第 1 号「財務諸表の表示」(以下「IAS 第 1 号」という。) 第 125 項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられました。

その後、2018 年 11 月に開催された第 397 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議より、見積りの不確実性の発生要因に係る注記情報の充実について検討することが企業会計基準委員会 (ASBJ) に提言されました。この提言を受けて、企業会計基準委員会 (ASBJ) では、2018 年 12 月より審議を開始し、その結果を「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」(以下「本公開草案」という。) として公表することとなりましたので、今回はその概要を解説します。

本公開草案については、2020 年 1 月 10 日までコメントが募集されており、その後の審議により内容が変更される場合もある点にご留意ください。

1. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針

企業会計基準委員会 (ASBJ) では、本公開草案の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則 (開示目的) を示したうえで、具体的な開示内容は開示目的に照らして判断することとしました。また、本公開草案の開発にあたっては、IAS 第 1 号第 125 項の定めを参考とすることとしました。なお、検討の過程では、IAS 第 1 号第 125 項は「見積りの不確実性の発生要因」の表題のもとに定めが記述されているものの、注記が要求されている項目は会計上の見積りの対象となる資産及び負債に焦点を当てていると分析されました。このため、本公開草案の開発にあたっては、IAS 第 1 号第 125 項と同様の内容の開示を求めたうえで、内容をより適切に表す会計基準の名称として「会計上の見積りの開示に関する会計基準」を用いることとしました。

2. 会計上の見積りの開示目的

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものですが、財務諸表に計上する金額に係る見積りの方法や、見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々であり、その結果、財務諸表に計上する金額の不確実性の程度も様々となります。このため、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目における会計上の見積りの内容についての情報は、財務諸表利用者にとって有用な情報であると考えられます。

ここで、個々の会計基準を改正するのではなく、会計上の見積りについて包括的に定めた会計基準において原則（開示目的）を示し、開示する具体的な項目及びその記載内容については当該原則（開示目的）に照らして判断することを企業に求めることを提案しています。

したがって、本公開草案では、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的としました。

3. 適用時期及び経過措置

本公開草案では、適用時期等について、次のように取り扱うことを提案しています。

(1) 本公開草案は、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することを提案しています。また、公表日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができることを提案しています。

(2) 本公開草案の適用初年度において、本公開草案の適用は、表示方法の変更として取り扱うものの、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第14項の定めにかかわらず、本公開草案に定める注記事項について、適用初年度の連結財務諸表及び個別財務諸表に併せて表示される前連結会計年度における連結財務諸表に関する注記及び前事業年度における個別財務諸表に関する注記（比較情報）に記載しないことができることを提案しています。